



源泉所得税の上半期納付と 社会保険の算定基礎届提出について

従業員を雇用していたり、家族に賃金を支払っているなど毎月、給与を支払っている方で源泉所得税の特例納付の届出をしている事業所(年2回所得税を納付している事業所)は、税務署に1～6月分の給料総額と源泉所得税の税額の報告と税金の納付を行わなければいけません。納める税額がない方でも納付書に「0」と記載し税務署に提出が必要となります。

また、社会保険に加入している事業所では4～6月の給与の平均額を算出し、一年の社会保険料を決定して年金事務所に報告する算定基礎届の提出が義務づけられています。

提出・納付の期限はどちらも、7月10日(水)となっています。記載方法がわからない・計算方法を知りたい場合など不明な点がありましたら、事務所までご相談下さい。なお、事務所に来所の際は、下記の書類などをご持参下さい。

《事務所に来所の際、持参するもの》

- ①賃金台帳・給与明細(毎月の給与の支払額がわかる書類)
- ②源泉徴収簿(緑のファイル)
- ③会社のゴム印・代表者印
- ④納付書など各種必要書類



1年間、頑張っていきましょう！！ 清須支部支部総会歓迎会開催

6月22日(土)に清須支部が商工新聞読者の喫茶田園で支部総会を開催し6名が参加しました。

清須支部では、昨年まで支部長を務めていた伊藤さんが引越して民商を退会されたため、半年以上、支部長不在で運動を行ってきました。今年の支部総会にむけて、新たな支部長・支部役員を選出を模索しましたが、なかなか担い手が見つからず、結局、今年は、民商副会長でもある後藤さんが支部長を務めることになりました。それでも、新支部長からは「精一杯、務めさせていただきます」と力強い決意表明がありました。

清須支部は、現在、23名の会員で構成されています。廃業などで退会される会員が相次ぎ、一方で新たに入会される会員が少なく、支部の行事も少人数で行うことが増えています。今後は、さらに会員を増やし、支部を盛り上げていこうと考えていますので、知り合いに清須市の業者がいましたら、民商までご紹介ください。



消費税10%中止の声を広げよう！ 増税反対署名にご協力ください

今年の10月から消費税が10%に増税されようとしています。民商では、昨年12月から『2019年10月からの消費税10%中止を求める請願』署名に取り組み、これまで約200筆の署名を集めてきました。しかし、当初に掲げた目標「1会員10筆署名」には遠く及

んでいません。先日、民商総会の案内と合わせて改めて署名用紙を同封しましたので、お手元にまだ署名用紙がある方は、ご家族や近隣の方、取引先も含めて増税中止を訴えて署名を集めていただき、事務所まで郵送または直接、ご持参ください。署名などの運動を大きくすることは、増税を中止に追い込む原動力となります。増税中止の署名を広げ、10月からの10%増税中止を勝ち取りましょう。

民商のなんでも相談 税金・融資・労働保険・税金滞納など…… いますぐお電話でご予約を

会費は15日までに事務所に届けてください 月初めの集金にご協力を ～会計 正岡修～